

第1章 災害時医療救護の基本事項

第1節 計画策定の位置づけ

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、川辺町（以下「町」という。）の防災対策の大綱を定めた「川辺町地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

第2節 計画策定の目的

この計画は、今後予想される地震災害等による負傷者及び被災者等の医療救護活動が、円滑に行われることを目的とする。

第3節 計画の基本的な考え方

災害時に医療救護を円滑に行うため、町民、町、関係機関及び県は役割分担を行うとともに、災害時の医療救護活動の手順等を定め、十分な連携をもって活動にあたる。なお、医療救護体制は、「岐阜県地震等医療救護計画」及び「川辺町地域防災計画」によるものとし、詳細を本計画で定めるものとする。また、本計画は災害医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

1 関係機関等の役割

(1) 町民等の役割

町民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本に、家庭内救護及び自治会（自主防災組織）による相互扶助体制を確立する。

① 町民が実施すべき事項

- ・軽度の傷病については、自らの手当てを行える程度の医薬品を準備する。
- ・応急処置等の方法を、各種の媒体等を活用して事前の習得に努める。
- ・軽度のものについては、自己処置または地域住民等の助け合いにより処置するよう努める。

② 自治会（自主防災組織）が実施すべき事項

- ・自治会内に応急救護活動ができる組織づくりに努める。
- ・応急処置等の方法を、各種の媒体等を活用して事前の習得に努める。
- ・医師の処置が必要な傷病者を救護所等に搬送できる体制の整備に努める。
- ・救護所、救護医院及び救護病院への傷病者の搬送に協力する。

(2) 町の役割

町は、町民の生命と健康を守るため、川辺町医療救護計画を策定し、大規模災害時に町民の協力のもと、医療救護活動を行う。

(3) 医師会、歯科医師会等の役割

加茂医師会、加茂歯科医師会、町内医療機関及び町内薬局は、町と密接に連携し、

町から応援要請があった場合は、医療救護施設等における医療救護活動が、迅速かつ円滑に実施できるよう協力する。

(4) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力のもと、町が対応困難な広域的な医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

- ① 災害による負傷者
- ② 人工透析、人工呼吸器装着等の治療が必要な疾病を有する者及び妊産婦、新生児、直接災害に起因しない救急患者等
- ③ 災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
- ④ 口腔医療が必要な者
- ⑤ その他、医療救護が必要と認められる者

(2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

優先度	区分（トリアージ）		状況
1	重症患者	赤色(I)	生命を救うため、直ちに処置を必要とする者
2	中等症患者	黄色(II)	多少治療の時間が遅れても生命に危険はない者
3	軽症患者	緑色(III)	上記以外の軽易な疾病で、専門的な治療を要しない者
4	死亡者	黒色(0)	生命の兆候のない者又は明らかに生存の可能性がない者

※軽易な傷病で家庭救護できる程度の者（以下「医療救護対象外の者」という。）は除く。

※トリアージについては、別紙2「トリアージの実施」を参照

3 医療救護施設

(1) 医療救護施設を次のとおり区分する。

区分		指定	主な機能
災害拠点病院	赤タグ対応	県	<ul style="list-style-type: none"> ・重症患者の受入及び処置 ・広域搬送への対応 ・DMAT、DPAT等の医療チームの受入れ
救護病院	黄タグ対応	町	<ul style="list-style-type: none"> ・中等症患者及び重症患者の受入れ ・重症患者の災害拠点病院への搬送

救護医院 救護所	緑タグ対応	町	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定及び選別（トリアージ） ・中等症及び重症患者の応急措置及び搬送 ・軽症患者で医師の治療を要する者の処置
-------------	-------	---	--

(2) 医療救護施設

① 医療機関

- ・災害拠点病院（県指定）：中部国際医療センター
- ・救護病院（町指定）：太田病院
- ・救護医院（町指定）：田原医院

※町の要請により、医療機関において被災者の救護を実施する。

- ・救急救命センター：中濃厚生病院（中濃医療圏）

② 救護所：町保健センター

※発災により保健センターでの活動が困難な場合又は被災現地での医療等が必要な場合は、避難所や被災現地付近の施設を利用し救護所を開設する。
救護を行う施設がないときは、テント等を屋外に設置し対応する。
発災直後の救護所の運営は、町内医療機関の協力を得て運営する。

4 医療救護期間の区分

(1) 医療救護期間を次のとおり区分する。

フェーズ区分		想定期間	状 況
0	発災直後	発災～6時間	家屋等の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 ▶主に救護病院を中心とした医療救護活動
1	超急性期	6時間 ～概ね48時間	救助された多数の傷病者が救護病院に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況 ▶被害状況、救護病院の状況を踏まえ、救護所等を開設して軽症者の分散化を行う。
2	急性期	48時間 ～1週間	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始め、人的・物的支援の受入体制が徐々に確立されている状況 ▶避難所への巡回診察が中心
3	亜急性期 ～中長期	1週間 ～1か月	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況 ▶避難所への健康支援活動が中心

4	長期	1か月以降	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局がほぼ再開している状況
---	----	-------	---

※上記区分は目安であり、各区の期間は災害の規模等により変動する。

(2) 救護所及び救護医院の開設期間

救護所等の開設期間は、概ねフェーズ0～1の期間とする。ただし、状況に応じて必要な期間を延長する。

5 医療救護に係る費用

医療救護に係る費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。

また、医療救護にあたる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。

6 災害時の情報把握等

(1) 通信手段

災害時の通信手段は、基本、行政防災無線による。必要に応じて救護病院等へは衛星電話を配備する。

(2) 情報システム

町、県及び医療救護施設は、岐阜県防災情報管理システム及び広域災害救急医療システム（EMIS）を使用する。

7 事前の対策

医療救護活動を円滑に行うため、町は次の対策を講ずるものとする。

- (1) 救護所、救護医院及び救護病院の指定、住民等に対する周知
- (2) 災害時における町内医療機関への協力依頼と役割の調整
- (3) 医療救護に必要な資機材の整備
- (4) 医療救護活動時に必要な人材の確保（看護師等の公募、登録）
- (5) 町社会福祉協議会との連携及び役割（医療ボランティアの窓口等）の確認
- (6) 災害時の医療救護対象者の把握
- (7) その他、必要な事項

第4節 医療救護活動

大規模災害が発生した際の医療救護活動は、川辺町災害対策本部(以下「町本部」という。)の指示のもと、医療班が中心となって、加茂医師会、加茂歯科医師会、町内医療機関等、可茂消防事務組合及び自衛隊等の関係機関と連携を密にし、医療救護活動を進める。

なお、被災地の状況は時間とともに判明し、また刻々と変化するため、常に正確な情報の

把握に努め、ニーズに対応した医療救護活動が実施できるよう柔軟かつ迅速に対応する。

1 医療救護活動における町及び医療等関係機関の役割

(1) 町

救護所等医療拠点の設置や地域住民に対する医療救護活動を実施するほか、必要に応じて、県、関係機関への支援要請を行う。

(2) 医療等関係機関

医療等関係機関は、町の要請若しくは自らの判断により医療救護活動を実施するとともに、町が実施する医療救護活動に協力する。

2 医療班の編成

(1) 編成

大規模災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、町本部は医療班を編成し、医療救護にあたる。

(2) 構成員

- ①健康福祉課保健担当及び当該担当部署以外に配属される保健師で稼働が可能な者とする。その他、状況に応じて町本部と調整し、必要な人員を確保する。
- ②構成員が不足する場合は、岐阜県災害時保健活動マニュアルに従い、保健師等の必要な人員を派遣要請する。

(3) 役割

- ①医療救護対象者の救護を行うため、町本部の指示に従い救護所を開設する。
- ②町内医療機関の被害状況等を調査・把握し、その状況を町本部に報告する。
- ③医療救護活動の円滑な実施のため、医師の派遣要請や応援医師の受入れ及び医薬材料の確保に努める。

(4) 医療救護用品の受入れ

医療班は、県内外からの医療救護用品等を受入れ、各医療救護施設の状況に基づき配布する。

3 医療救護活動協力看護師等の確保

町は、医療救護活動に協力できる看護師等の募集登録を進め、災害時に町が行う医療救護活動に協力を要請する。

4 医薬品等の確保及び供給体制

町は、救護所に災害用医薬品及び医療資機材を配備する。

また、災害時に不足する医薬品等を確保するため、岐阜県災害対策本部等との連携・協力及び町内事業者、医薬品等の物資供給協定を締結した事業者等の協力を得て、医薬品の確保にあたる。

(1) 医薬品の確保

医療班は、救護における医薬品に不足が生じた場合は、速やかに町内薬局、医薬品等の卸業者等からこれを調達する。調達が困難な場合は、町本部を通じて岐阜県災害対策本部に供給を要請する。

(2) 血液製剤の確保

救護所において血液製剤の供給を要請する場合は、町内医療機関の調整を行うとともに、血液製剤卸業者に確認し、調達が困難な場合は、町本部を通じて岐阜県災害対策本部に供給を要請する。

(3) 医薬品及び血液製剤の輸送

医薬品等及び血液製剤は、医薬卸業者、岐阜県赤十字血液センターによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、町本部を通じ、岐阜県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

第2章 医療救護体制

第1節 救護所

町は、救護所を開設し、医療班及び医療従事者をもって対応する。当該救護所は、常に町本部の指示により開設するものとし、救護所を開設する場合の基準は次のとおりとする。

ただし、大規模地震等により、速やかに町本部が設置できないような状況にある場合は、医療班の班長若しくは班員自らの判断により救護所を開設する。

また、医療救護活動は指定の救護所以外（避難所等）で行う場合もある。

1 救護所開設基準

- (1) 町内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 自然災害で災害救助法が適用になるような被害又は、同法の適用が見込まれるとき。
- (3) 付近の被害が甚大で、医療救護対象者が多数発生していると予測される時。
- (4) 多数の死傷者が発生し、通常に対応では困難と思われる事故が発生したとき。
- (5) 多くの医療機関が被害を受け、救護所を設置することが必要と判断したとき。

2 救護所の運営スタッフ

医師、歯科医師、保健師、看護師、事務職員等で編成した医療チームで運営し、運営管理者は医師とする。副管理者には、町職員（医療班班長）を充てる。

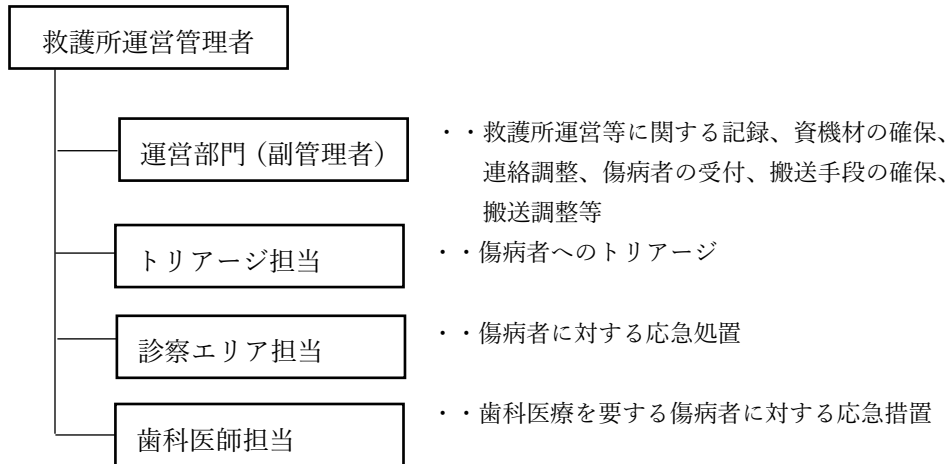
医師、歯科医師については、町本部の求めに応じて、事前に調整した医師等が参集する。

保健師は、町保健師による対応とするが、看護師とともに、事前に災害時の協力スタッフとして募集・登録し、救護所運営の際に運営スタッフとして協力を求める。

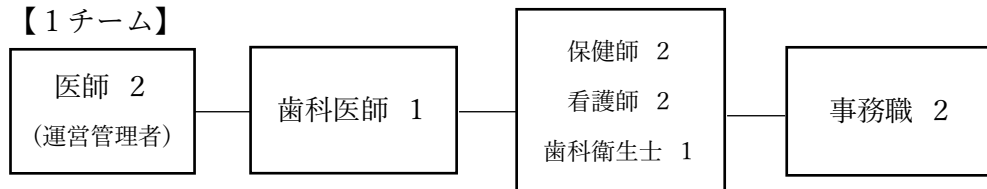
なお、運営スタッフについては、町内医療機関と調整し、詳細は別に定める。

3 活動体制

【標準的な救護所の体制】



【1チーム】



※歯科医師及び歯科衛生士は、状況に応じて運営スタッフから除く場合がある。

- (1) 医療班は、救護所開設基準に従い、救護所を開設する。
- (2) 医療班は、事前に調整した医師等の医療スタッフに対し、救護所への参集を求める。
- (3) 救護所は、24時間体制によるチーム単位での運営とし、チームの交代は、運営管理者の意見を聞き調整する。
- (4) 救護所の医療チームの不足が生じると思われる場合は、災害拠点病院や加茂医師会等の医療関係機関と連絡調整し、不足となる人員の派遣要請を行う。

4 担当業務

- (1) 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定及び選別（トリアージ）
- (2) 医師の治療を必要とする軽症患者の措置
- (3) 必要に応じた重症患者・中等症患者の応急措置
- (4) 救護病院等への搬送手配
- (5) 医療救護活動の記録
- (6) 死亡の確認、遺体安置所への搬送手配
- (7) 町本部への措置状況等の報告
- (8) 救護病院への要請及び受入状況の確認
- (9) その他の必要な事項

5 設備及び資機材

(1) 設備

- ① 救護所は、耐震性が確保された保健センターを救護所とするが、発生した災害により使用に耐えない場合は、本部と調整し避難所等の施設を活用して開設する。
- ② 発災後直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検等を行うものとする。
- ③ 救護所を開設するに当たり、医療救護活動が円滑に行えるよう、事前に関係者と協議し、救護所内の配置を検討する。

(2) 資機材

救護所運営に当たり、必要となる医薬品及び医療資機材等について、関係機関と調整のうえ配備する。

① 医薬品、医療資機材等

- ◇医薬品等：解熱鎮痛消炎剤、抗生物質製剤、滅菌消毒剤、外皮用剤、止血剤、強心剤・昇圧剤、局所麻酔薬、その他必要な薬剤
- ◇医療資機材：感染防止用衛生材料（マスク、医療用ガウン、手袋、フェイスシールド、手指消毒液等）、診察器材、創傷処置用資機材、蘇生器材、その他必要と思われる資機材

② トリアージ、ロジティクス、クロノロジー等の資機材

③ 災害対策用ベッド、簡易ベッド、担架、災害用発電機、患者用毛布、ホワイトボード、マジック、トリアージタグ等

④ テント、情報掲示や誘導・案内板等

- ◇四方幕付きテント、ホワイトボード、テレビ等

【災害時ロジティクス】

災害時のロジティクスとは、医療活動にかかわる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

【クロノロジー】

クロノロジーとは、時系列にまとめた全情報の記録のこと。入ってきた情報及び指示事項を時刻とともに記載し、情報元と発信先も明記していく。

第2節 救護医院

救護医院は、状況に応じて本部（医療班）の要請により開設する。

1 対象医院

町内において一般病棟を有する医院とし、町と協議して指定した医院とする。

町が指定する救護医院は、田原医院とする。

2 運営管理者

当該医院の院長を運営管理者とする。当該医院の従事者が患者の受入れ等について対応する。

3 開設期間

医療期間区分のフェーズ0～1の48時間とする。ただし、状況に応じて期間を延長する場合は、医療班と救護医院で調整し決定する。

4 運営体制

院内において医療チームを編成し、24時間体制でチーム交代制により対応する。

5 担当業務

- (1) 町から要請された医療救護者の受入れ及び治療等
- (2) 必要に応じて医療救護対象者の重症度、緊急度の判定及び選別（トリアージ）
- (3) 医療班への受入者の状況報告
- (4) 医療救護活動の記録
- (5) その他必要な事項

6 施設設備等

- (1) 救護医院の施設設備は、救護医院となる医院が現に有するものを使用する。
- (2) 医薬品、給水等については、町長が当該医院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

第3節 救護病院

救護病院は、重症患者・中等症患者の受入れ及び治療措置を行う。

1 対象施設

救護病院は、一般病棟等を有する病院で、医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ指定する。

町が指定する救護病院は、太田病院とする。

2 運営管理者

当該病院の病院長を運営管理者とする。当該病院従事者が患者の受入れ等についての対応をする。

3 運営体制

(1) 事前の対応

運営管理者は、災害時において救護病院が行う医療救護活動について、職員等の参集手順や役割分担、トリアージ実施場所や患者収容スペースの確保等施設の利用方法、入院患者への対応等、医療救護が円滑に進むよう活動計画を策定するなど災害の備えておく。

(2) 活動体制

院内において医療チームを編成し、24時間体制でチーム交代制により対応する。活動時間等は、町本部と連携を図り決定する。

(3) 他の医療救護施設との連携

運営管理者は、災害拠点病院との役割を明確にし、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準の習得に努め、災害拠点病院を中心とした広域搬送体制を補完するよう努める。

4 担当業務

(1) 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定及び選別（トリアージ）

(2) 重症患者・中等症患者の応急措置

(3) 災害拠点病院及び広域搬送拠点への患者搬送手配

(4) 医療救護活動の記録

(5) 死亡の確認、遺体安置所への搬送手配

(6) その他必要な事項

5 施設設備等

(1) 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

(2) 医薬品、給水等については、町長が当該医院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

第4節 災害拠点病院

救護病院では処置及び収容ができない場合には、県が定めた広域計画に基づく災害拠点病院（中部国際医療センター）を利用するものとする。

第5節 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は、災害の程度、傷病者数、搬送要員、車両及び資機材の確保の状況等を考慮し、関係機関と連携を図りながら救護施設等の運営管理者の指揮により効率的に実施する。

また、町本部は医療班から救護所、救護医院、救護病院若しくは災害拠点病院への搬送要請があったときは、町公用車による搬送又は可茂消防事務組合への搬送要請若しくは災害応援協定による車両を手配し搬送する。

1 災害現地から救護所又は救護医院への搬送体制

軽症の場合は、家族又は地域自治会の協力で搬送する。地域自治会等の搬送が困難なときは、町公用車による搬送又は可茂消防事務組合への搬送要請若しくは災害応援協定による車両を手配し搬送する。

2 救護所から救護医院への搬送体制

救護所から救護医院への搬送で、軽症患者の場合は家族又は地域自治会の協力により搬送する。一時的に重症患者や中等症患者を救護医院へ搬送する場合で、地域自治会等による搬送が困難なときは、救護医療にあたる運営管理者の意見を聞き、町公用車による搬送又は可茂消防事務組合への搬送要請若しくは災害応援協定による車両を手配し搬送する。

3 救護所及び救護医院から救護病院又は災害拠点病院への搬送体制

重症患者や中等症患者を救護病院へ搬送する場合又は重症患者を災害拠点病院へ搬送する場合は、医療救護にあたる運営管理者の意見を聞き、町公用車による搬送又は可茂消防事務組合への搬送要請若しくは災害応援協定による車両を手配し搬送する。

4 救護病院から災害拠点病院への搬送体制

救護病院で治療困難な患者を災害拠点病院へ搬送する場合は、町本部へ患者搬送の要請を行う。町本部は、可茂消防事務組合への救急搬送を要請する。また、広域搬送の必要が生じた場合は、岐阜県災害対策本部へ広域搬送を要請する。

5 搬送手配が困難な場合の搬送体制

災害による孤立地域や町による搬送手段が確保できない場合は、町本部は、岐阜県災害対策本部に搬送支援を要請する。また、緊急を要する場合は、県の防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターを要請する。

第6節 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等及び平常時にも発生する救急患者、妊産婦等については、救護病院及び災害拠点病院で対応する。

なお、当該患者のかかりつけ医の病院等が受入れ態勢を整えている場合は、当該病院等で対応する。

1 人工透析患者等への対応

人工透析患者の透析治療は、原則、平常時のかかりつけ医で受入れるものとする。ただし、受入れが困難な場合は、救護病院等に搬送し、必要な治療を行う。また、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等についても、平時のかかりつけ医での対応とするが、受

入れが困難な場合は、災害拠点病院に搬送し、必要な医療を確保する。

2 妊産婦への対応

妊産婦及び新生児で保護又は処置が必要な場合は、平時のかかりつけ医での対応とするが、受入れが困難な場合は、災害拠点病院に搬送し、必要な処置等を行う。

3 こころのケア対策

発災直後に、治療が必要となる精神疾患患者については、DPAT 及び災害拠点病院と連携を取り必要な処置を講ずる。

第3章 保健対策

第1節 保健活動

医療班は、町本部の指示に基づき、医療救護活動を縮小し、徐々に保健活動に移行する。

災害によるショック、避難生活等による様々なストレスを抱える被災者への心身両面の保健指導の実施、健康状態の悪化を予防するため、保健活動チーム(実施責任者：健康福祉課)を編成する。保健活動チームは、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身ともに健康な生活を送れるための被災者への支援のほか、精神障がい者の保護等の活動を行う。

また、保健活動チームは、健康状態が悪化している者の早期発見、栄養・食生活支援、心のケア、口腔ケア、妊産婦等の受診支援、精神障がい者や難病患者等要支援者の支援、防疫等必要な支援につなげるため、次のとおり保健活動を行う。

1 災害時の保健活動

(1) 健康課題の情報収集及び提供

保健活動チームは、被災地や避難所等における感染症、慢性疾患等の健康課題、医療機関の稼働状況等被災状況の情報を収集し、逐次町本部に報告する。

町本部は、収集した情報を整理し、関係機関に提供する。

(2) 保健活動方針の決定

収集した情報を踏まえ、保健活動チームは、町本部、関係機関と連携を取りながら、活動内容、班編成、派遣場所等の保健活動方針を定める。

(3) 保健活動の実施

保健活動チームは、保健活動方針のもと、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」(厚生労働省)、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」、「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」(岐阜県)、「避難所運営マニュアル」(川辺町)等に基づいて保健活動を行う。



(避難所生活の
健康管理ガイドライン)



(岐阜県災害時
保健活動マニュアル)



(岐阜県災害時栄養・
食生活支援活動マニュアル)

2 保健活動チームの配置

(1) 避難所への配置及び巡回

避難所には、保健師を班単位で配置し、原則、大規模避難所には2班、小規模避難所には1班を配置する。

災害の規模等の理由により常駐が適切でないと判断した場合は、巡回で対応する。

(2) 配置計画の見直し

上記の規定によらず、被災規模、被災状況等を勘案し、保健活動チームは町本部と調整し、適宜配置の見直しを行う。

3 保健活動の支援要請

(1) 保健師等による保健活動の支援要請

町における保健活動チームが不足する場合は、岐阜県災害時保健活動マニュアルに従い、保健師等の必要な人員を派遣要請する。ただし、派遣調整に時間を要する場合は、町本部から、岐阜県災害対策本部に対し、保健師等による保健活動等支援班の派遣を要請する。

また、保健活動において、専門性の高いケア等が求められる場合は、町本部は岐阜県災害対策本部に対し、専門チームの派遣を要請する。

(2) 保健活動等支援班の配置等

保健活動等支援班の配置及び巡回は、保健活動チームが計画する。

(3) 保健活動等支援班への支援

保健活動等支援班に必要な地図、救護所等医療機関一覧等は、保健活動チームが準備する。

第2節 こころのケア

1 こころのケアの実施

(1) 保健活動におけるこころのケア

保健活動チームは、「災害時こころのケア」(岐阜県精神保健福祉センター)等に基づき、被災者のこころのケアを行う。

(2) こころのケアチームの派遣要請

上記の活動結果を踏まえ、被災者への精神面に関する専門性の高いケアが必要と

判断する場合は、町本部は、岐阜県災害対策本部に対し、こころのケアチームの派遣を要請する。

(災害時こころのケア)



第3節 歯科保健活動

1 口腔ケアの実施

(1) 被災地及び避難所等における口腔ケアの実施

保健活動チームは、保健活動の結果を踏まえ、長期化が予想される被災者の避難生活の質を維持するとともに、口腔衛生の維持、回復及び早期歯科治療につなげるため、備蓄する歯ブラシを活用し、避難所等において口腔ケアを行う。

(2) 口腔ケアの支援要請

口腔ケアが必要で、保健活動チームによる対応が困難又は不可能な場合は、町本部は、岐阜県災害対策本部に対し、支援を要請する。

第4節 母子保健活動

1 妊産婦等の受診支援

(1) 避難所等への受診支援

保健活動の結果、受診が必要な妊産婦等を確認した場合は、保健活動チームは町本部と連携し、専門病院等への搬送を手配する。

なお、保健活動チームによる搬送が可能な場合は、町本部と調整し、専門病院等への搬送を行う。

(2) 受診支援の要請

分娩を取扱う医療機関への受診支援が必要な妊婦を確認した場合は、町本部は、岐阜県災害対策本部に対し、受入れ可能な分娩取扱い医療機関の確保を要請し、搬送を手配する。

(3) 分娩

分娩は、原則、分娩取扱い医療機関で実施することとするが、妊婦を分娩取扱い医療機関へ搬送することが困難な場合は、避難所、保健センター、町内医療機関で臨時に分娩室を設け、保健センターが備蓄する分娩セットを用いて、医師、助産師の協力を得て、保健活動チームが分娩を行う。

第4章 防疫対策

第1節 防疫活動

災害時における感染症発生予防、まん延防止のため、以下により防疫対策を実施する。防疫対策に実施に際しては、防疫チーム（実施責任者：総務課・住民課・健康福祉課・産業環境課）を編成して行う。

1 防疫用薬剤、資機材等の確保

(1) 防疫用薬剤、資機材の確保

災害時における防災対策に用いる薬剤及び資機材は、災害に備えた備蓄品を用いる。防疫用薬剤、資機材の不足が生じた場合、防疫チームは、速やかに必要な薬剤の数量を把握し、関係機関からこれを調達する。

第2節 避難所等での感染症対策

1 感染所予防指導

(1) 感染症予防指導

保健活動チームは、被災者に対し、手洗い・消毒・うがい・マスク・換気等の指導を行い、避難所等における感染症予防を図る。

2 感染症患者対策

(1) 救護所での対応

感染症疾患のある患者については、医療チームが救護所等で必要な治療を行う。救護所等での診断の結果、入院の必要がある場合は、医療機関へ搬送を行う。

(2) 患者の搬送

搬送の方法については、医師の指示を受け、傷病者の第2章第5節による。

(3) その他の措置

保健活動において、感染症患者を確認した場合、保健活動チームは、感染症まん延防止のため、避難所配置換え等の必要な措置を行う。

第5章 関係機関の連絡先一覧

区分	名称	連絡先	
岐阜県	可茂県事務所・可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市古井町
災害拠点病院	中部国際医療センター	0574-66-1100	美濃加茂市健康のまち
救護病院	太田病院	0574-26-1251	美濃加茂市太田町
救護医院	田原医院	0574-53-5588	川辺町中川辺

消防	可茂消防事務組合 本部	0574-26-0144	美濃加茂市加茂川町
	可茂消防 川辺出張所	0574-53-2714	川辺町比久見
町内医療機関	濃飛ファミリークリニック	0574-53-3111	川辺町西栃井
	有本整形外科	0574-53-5888	川辺町石神
	かわべ眼科	0574-53-4567	川辺町中川辺
	川辺やすらぎクリニック	0574-53-5988	川辺町下川辺
	加藤歯科医院	0574-53-2368	川辺町西栃井
	井村歯科医院	0574-53-5715	川辺町上川辺
町内薬局	プラスワン薬局	0574-53-5623	川辺町西栃井
	美加登調剤薬局	0574-52-0077	川辺町石神
	ファーマライズ薬局川辺店	0574-52-0058	川辺町西栃井
	さくら調剤薬局	0574-52-1035	川辺町下川辺
	スギ薬局川辺店	0574-52-1071	川辺町西栃井